

令和3年8月31日

第 8 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和3年8月31日（火） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

- 議案第 42 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 43 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 44 号 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について
- 議案第 45 号 呉農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について

報告事項

- 第 1 号 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 第 2 号 非農地証明について

その他

出席委員

1 番 柏木 健二	2 番 田中 慎二	3 番 谷 新子	4 番 宮脇 和幸
5 番 横段 登	7 番 立花 達也	8 番 水場 光輝	9 番 今井 満
10 番 亀山 博司	11 番 秋光 貴志	12 番 大道 正孝	13 番 長迫 秀
14 番 新田 隆次	16 番 椋開地 省二	17 番 本末 満	18 番 石田 尚則
19 番 北村 正次			

欠席委員

6 番 高本 光之

事務局

高橋事務局長 川本事務局次長 出木田課長補佐 庭月野主査 小池主任 山崎主事

(午後2時)

議長（北村）：出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和3年第8回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、10番 亀山委員、11番 秋光委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、6番 高本委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局 長：それでは、資料の確認の前に私から発言をさせていただきます。委員の皆様方には、既にご存じと思いますが、この度の農地台帳に係る調査票の誤送付につきましては、私ども事務局の不手際で関係者の皆様方に大変なご迷惑をおかけしましたこと、この場をお借りしまして、深くお詫び申し上げます。また、委員の皆様方には、呉市農業委員会の信用を著しく傷つけたことにつきまして、誠に申し訳ございませんでした。管理者である私の責任を痛感しているところでございます。現在、誤送付しました調査票につきましては、全力を挙げて回収を行っており、今後は並行して、当事者の方へ謝罪する予定でございます。また、今後、このようなミスが起こらないよう、原因を調査し、再発防止策を講じてまいります。この件の詳細については、議案審議の終了後、詳しく説明をさせていただきます。最後になりますが、この度は、誠に申し訳ございませんでした。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書、「申請農地位置図」、資料1「呉農業振興地域整備計画変更理由書」、資料2「農地台帳に関する調査について」、「農業委員会事務局組織図」、資料3「農業委員と推進委員の連携について」、「農業委員会委員協議会総会資料」を送付しています。また、本日配付した資料は、「農地台帳調査票の誤送付について」、「令和3年度農地パトロール日程表」、「委員ブロック研修会案内」、「農業委員会だより」、「農業者年金パンフレット」、「JA広島ゆたか広報168号」です。ありますでしょうか。なお、議案書の内容の一部に訂正があります。議案書2ページの議案第42号4番、5番の調査委員の記載を「水場光輝委員」に改めてください。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請につ

いて」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、苗代町字戸石〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計703㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢で体調を崩し耕作困難なため売却するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、果樹を作付けするものです。経営面積は、89アールありますので、下限面積10アールを満たしております。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横段委員：5番 横段です。申請地は、立地や交通の便が良く、これから柿や梅を植えるということで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、音戸町田原2丁目〇〇〇〇番、地目は畑、面積は720㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は高齢で耕作困難なため、所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け、経営規模の拡大を図るものです。営農計画は、野菜及び果樹を作付けするものです。経営面積は、借受地だけで17アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立花委員：7番 立花です。申請地は、きれいに耕作されており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、川尻町西3丁目〇〇〇番〇、地目は田、面積は1,648㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は遠隔地居住で耕作困難なため譲受人に売

却し、譲受人は申請地を譲り受け、経営規模を拡大し、野菜及び果樹を作付けするものです。営農計画は、野菜、みかん、イチジクを作付けする予定です。経営面積は、自作地だけで19アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石 田 委 員：18番 石田です。申請地は、下草が刈られて、きれいに耕作されており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、下蒲刈町下島字土谷〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は2,786㎡の農用地区域内農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により売却するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、果樹を作付けするものです。経営面積は、82アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：8番 水場です。申請地は、柑橘類が植えられており、譲受人がイノシシの柵を設置し、耕作を続けていくということで、熱意が感じられました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、豊町沖友字上西垣内〇〇〇〇番、地目は畑、面積は142㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢より耕作困難なため売却するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。経営面積は、19アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

本 末 委 員：17番 本末です。申請地は、譲受人の自作地に隣接しており、問題ないと思います。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、音戸町先奥3丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は275㎡の第2種農地です。転用目的は、資材置場及び駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。規模等については、足場資材25㎡、駐車場4区画及び電動工具用倉庫1棟12.50㎡を整備する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立 花 委 員：7番 立花です。譲受人が、以前借りていた資材置場を返すことになったため、申請地を求めたものです。道路に面しており便利がいいところで、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、安浦町大字三津口字古城乙〇〇〇〇番、地目は畑、面積は6.61㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場として使用するものです。規模等につきましては、譲受人は申請地の近くで建設業を営んでおり、隣接地と一体で駐車場として整備するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石 田 委 員：18番 石田です。申請地は、隣接地と一体で駐車場として利用するというので、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第44号「農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：本件の音戸町畑2丁目〇〇〇〇番〇，地目は田，面積1，342㎡の農地については、太陽光発電設備用地に転用する内容で、令和2年10月30日付けで、農地法第5条の規定による許可を行っています。この許可に当たっては、許可日から6か月以内に工事を終了すること。また終了しない場合は農業委員会会長の承認を受けることを条件としています。新型コロナの影響により、太陽光発電設備設置施工業者の工事日程が、人員が確保できないため、組みにくく、工事の遅延が発生しているため、期間内に完了しないことが明らかとなった。このため、工事期間を令和4年3月30日まで延長したい旨の承認申請が出されたものです。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、承認と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、承認と決定します。

(呉市農林水産課職員着席)

議 長：次に、議案第45号「呉農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について」を議題といたします。呉市農林水産課の説明をお願いします。

農 林 水 産 課：「呉農業振興地域整備計画」の変更について、ご説明いたします。はじめに、この計画の制度について、説明させていただきます。この計画は「農業振興地域の整備計画に関する法律」に基づき、優良農地の確保と、計画的な農業振興を図ることを目的としてお

ります。「吳農業振興地域整備計画」は、6月と12月の年2回、計画変更を行うこととしております。計画変更につきましては、法律の施行規則に基づき、農業委員会の御意見をお聴きするものとなっておりますので、よろしく願いいたします。それでは、計画変更について御説明いたします。お手元に配付しております、「資料1 吳農業振興地域整備計画変更理由書」をご覧ください。この度の計画変更の理由ですが、「2変更理由」にございますように、吳農業振興地域整備計画について、農用区域内の農地を他の用途に供するため、農用地利用計画の変更の必要性が生じ、変更を行うものです。次に、変更内容についてご説明させていただきます。(1)「農用地利用計画について」ご説明いたします。①の「農用区域内の土地を農用区域から除外するための農用地利用計画の変更について」におきまして、資料の2ページから4ページの(別紙1)に示しております22件については、所有者より農用区域の除外の申出がされております。農用地利用計画において、農用区域に設定された農地は、農地転用をすることができません。しかしながら、必要かつ適当であり、法律の除外要件を満たしているものについては、農用区域から除外することが認められております。具体的に、位置、面積、変更後の土地利用形態について、説明させていただきますので、5ページの除外の位置図と6ページから21ページの詳細図を併せてご覧ください。1件目でございますが、6ページ、7ページ、8ページ対図番号①倉橋町字助城〇〇〇〇番ほか4筆、合計面積8,442㎡で山林化しているとの申出でございます。2件目でございますが、9ページ対図番号②安浦町大字中切字南平迫〇〇〇〇番〇の一部、1㎡で携帯電話無線基地局として使用するとの申出でございます。3件目から7件目でございますが、10ページ対図番号③～⑦郷原町字西長谷〇〇〇〇番〇ほか7筆、合計面積2,372㎡で社員寮の用地として使用するものがございます。8件目でございますが、11ページ、12ページ、対図番号⑧豊町大長字北太高山〇〇〇〇番ほか3筆、合計面積1,987㎡で山林化しているとの申出でございます。9件目でございますが、13ページ、対図番号⑨豊浜町大字豊島字小敷〇〇〇〇番〇、面積145㎡で原野化しているとの申出でございます。10件目・11件目・22件目でございますが、14ページ、対図番号⑩⑪⑫郷原町字一ノ松光山〇〇〇〇番〇〇〇〇ほか5筆、合計面積3,219㎡で駐車場用地として使用するとの申出でございます。12件目でございますが、15ページ、対図番号⑬下蒲刈町下島字大地蔵〇〇〇〇番〇〇、面積19㎡で宅地への進入路として使用するとの申出でございます。13件目でございますが、16ページ、対図番号⑭安浦町大字女子畑字前垣内〇〇〇〇番〇ほか2筆、合計面積1,002㎡で太陽光発電装置設置用地として使用するとの申出でございます。14件～16件目ござい

ますが、17ページ、対図番号⑭～⑯安浦町大字女子畑字堂之畝〇〇〇番ほか3筆、合計面積2,894㎡で太陽光発電装置設置用地として使用すると申出でございます。17件目・18件目でございますが、18ページ、対図番号⑰⑱安浦町大字中畑字竹野本〇〇〇番〇ほか3筆、合計面積3,905㎡で太陽光発電装置設置用地として使用すると申出でございます。19件目でございますが、19ページ、対図番号⑲安浦町大字中畑字市原〇〇〇〇番、面積305㎡で駐車場用地として使用すると申出でございます。20件目でございますが、20ページ、対図番号⑳倉橋町字細田〇〇〇〇〇番〇ほか1筆、合計面積791㎡で太陽光発電装置設置用地として使用すると申出でございます。21件目でございますが、21ページ、対図番号㉑安浦町大字女子畑字林〇〇〇〇番、面積412㎡で太陽光発電装置設置用地として使用すると申出でございます。以上の22件につきまして、現地調査を行いました結果、法律上の除外要件について妥当と認められましたので、農用地区域から除外し、農用地利用計画を変更するものでございます。簡単ではございますが、以上で「農業振興地域整備計画」の変更についての説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長：ただいま農林水産課から説明がありました「呉農業振興地域整備計画の変更」について、ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は農林水産課の説明のとおり承認することとしてご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は承認と決定します。

(呉市農林水産課職員退席)

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の6ページから7ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1か月間に「農地転用届出に関する専決処理規程」により受理したもので、農地法第5条の規定による届出が3件ございましたので、ご報告いたします。続きまして、議案書の8ページをご覧ください。非農地証明について、この1か月間に「非農地判断等に関する事務決裁規程」により証明したものです。非農地証明申請が1件あり、これを証明しましたので報告します。

議 長：その他に入ります。事務局の説明をお願いします。

事務局：農業委員と推進委員の連携について（資料3）、令和3年度農地パトロール日程表、委員ブロック研修会案内、農地台帳に関する調査について（資料2）、農地台帳調査票の誤送付について説明を行う。

議長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議長：なし。

議長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和3年第9回総会は、9月30日 木曜日 午後2時から

場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議長：以上で令和3年第8回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

この後、10分休憩後、委員協議会総会を開催します。

（午後2時50分）